

# 第193回建築審査会次第

(令和5年度 第1回)

日時：令和5年10月4日（水）

午後1時30分から

場所：山形市役所 10階 委員会開催室

## 1 開 会

## 2 委嘱状交付

## 3 市長あいさつ

## 4 議 事

会長・会長代理の互選

## 5 報 告

(1) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可（包括同意）の事後報告

について

(2) 建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可（包括同意）の事後報告

について

(3) 建築基準法第56の2第1項ただし書きの規定による許可（包括同意）の

事後報告について

(4) 建築基準法第55条第3項第2号に係る包括同意基準の一部改正について

## 6 その他

建築基準法第55条第4項第2号の規定による許可について

（日本大学山形高等学校）

## 7 閉 会

# 議 事

会長・会長代理の互選

## 山形市建築審査会の関係委員等名簿

建築審査会の委員（任期・令和5年9月18日から令和7年9月17日まで）

任命区分	氏 名	推薦団体・役職名等	任命年月日
法 律	おの であら ひろゆき 小野寺 弘行	山形県弁護士会 会員	平 25. 9. 18
経 済	いわ た まさし 岩 田 雅 史	山形商工会議所 専務理事	平 30. 4. 1
建 築	ご とう よし のぶ 後 藤 吉 伸	山形県建設業協会山形支部 支部長	令 05. 9. 18
建 築	たか はし み ほ こ 高 橋 美保子	一般社団法人山形県建築士会 会員	平 27. 9. 18
都市計画	さい とう のり ゆき 齊 藤 則 行	元山形市まちづくり推進部長	令 01. 9. 18
公衆衛生	たん の かつ こ 丹 野 克 子	山形県立保健医療大学 准教授	令 03. 9. 18
行 政	さ とう やす ひろ 佐 藤 泰 宏	山形県県土整備部建築住宅課長	令 03. 4. 1

## 報 告

### (1) 法第43条第2項第2号許可（包括同意）の規定による事後報告 について

#### 法第43条第2項第2号許可件数

(建築基準法第43条第2項第2号による許可基準：平成30年9月25日施行)

審査会 区分	第192回審査会まで (平成11年度以降)	第193回審査会への 報告件数 <sup>※1</sup>	計
包括同意	302件	23件	325件
個別同意	45件	0件	45件

※1 令和5年8月31日現在

※2 上記の件数には、法第43条第1項ただし書許可による件数も含まれます。

(建築基準法第43条第1項ただし書による許可基準：平成12年3月24日施行)

## 報 告

### (2) 法第44条第1項第2号許可（包括同意）の規定による事後報告 について

#### 法第44条第1項第2号許可件数

(建築基準法第44条第1項第2号による許可基準：平成23年3月1日施行)

審査会 区分	第192回審査会まで	第193回審査会への 報告件数 <sup>※1</sup>	計
包括同意	4件	1件	5件
個別同意	22件	0件	22件

※1 令和5年8月31日現在

## 報 告

### (3) 法第56条の2第1項ただし書許可（包括同意）の規定による 事後報告について

#### 法第56条の2第1項ただし書許可件数

(建築基準法第56条の2第1項ただし書による許可基準：平成14年4月1日施行)

審査会 区分	第192回審査会まで (平成14年度以降)	第193回審査会への 報告件数 <sup>※1</sup>	計
包括同意	46件	1件	47件
個別同意	3件	0件	3件

※1 令和5年8月31日現在

# 報 告

## (4) 建築基準法第55条第3項第2号許可に係る包括同意基準の一部改正について

### 1. 改正の内容

新旧対照表のとおり。

#### 【新旧対照表】

改 正 後	改 正 前
<p>○建築基準法第55条第4項第2号に係る包括同意基準</p> <p>第1 趣旨</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第55条第4項第2号の規定による建築審査会の同意について、一定の基準を定め、事務を簡素化することにより、同会の効率的運営と同意の迅速化に努め、合理的かつ適切な運用を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 建築審査会の同意</p> <p>この包括同意基準に該当するときは、法第55条第4項第2号の規定に基づき、当該建築物を、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可をする場合においては、あらかじめ同意を与えたものとする。特定行政庁は、当該許可した建築物について、直近の建築審査会に報告するものとする。</p> <p>第3 包括同意の基準</p> <p>上記の包括同意基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第55条第4項第2号による許可対象とする建築物は、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）の増築部分であること。</p> <p>2 増築部分の高さは、都市計画において定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度を超えないものであること。</p>	<p>○建築基準法第55条第3項第2号に係る包括同意基準</p> <p>第1 趣旨</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第55条第3項第2号の規定による建築審査会の同意について、一定の基準を定め、事務を簡素化することにより、同会の効率的運営と同意の迅速化に努め、合理的かつ適切な運用を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 建築審査会の同意</p> <p>この包括同意基準に該当するときは、法第55条第3項第2号の規定に基づき、当該建築物を、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可をする場合においては、あらかじめ同意を与えたものとする。特定行政庁は、当該許可した建築物について、直近の建築審査会に報告するものとする。</p> <p>第3 包括同意の基準</p> <p>上記の包括同意基準は、次のとおりとする。</p> <p>1 法第55条第3項第2号による許可対象とする建築物は、学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）の増築部分であること。</p> <p>2 増築部分の高さは、都市計画において定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度を超えないものであること。</p>

#### 改正理由

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に交付され、その中で建築基準法が一部改正されました。

屋根に高効率給湯設備を設置する等の省エネ改修工事を行う建築物について、建築審査会の同意を得て、市の許可を受けた場合、高さの限度を超えることができる制度が創設されたことによる、包括同意基準の改正を行うものです。

なお、包括同意基準の内容に変更はありません。